

# 議会改革特別委員会会議録

[平成23年11月 2日開催]

南あわじ市議会

# 議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成23年11月 2日  
午前10時00分 開会  
午後 0時18分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## 1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（8名）

委 員 長	久 米 啓 右
副 委 員 長	熊 田 司
委 員	廣 内 孝 次
委 員	原 口 育 大
委 員	柏 木 剛
委 員	川 上 命
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	森 上 祐 治
議 長	阿 部 計 一

### 欠席委員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	船 本 有 美

## Ⅱ. 会議に付した事件

1. 議会報告会の委員会まとめ	3
2. 立候補と所信表明	7
3. 会議等の内容報告について	15
4. 工程表の進捗確認と今後の計画見直し	20
5. 議会基本条例（案）作成の準備	23
6. その他	31

## Ⅲ. 会議録

# 議会改革特別委員会

平成23年11月2日（水）

（開会 午前10時00分）

（閉会 午後 0時18分）

○久米啓右委員長 おはようございます。

11月に入り、昨日、今日と非常に良い天気ということで、過ごしやすい時季でございます。体調のほうも皆さま十分注意していただいて、11月を過ごしていただきたいと思っております。

座って進めさせていただきます。

今月の11月14日に予定しておりました議員研修会についての資料をお配りしております。1枚は議員研修会次第（案）それともう一枚は議員研修会実施についてということで、講師の大同議員の略歴を書いた資料がお配りしてあると思っております。

失礼しました。

次第についてはまだお配りされていないということです。大同議員の略歴をお配りしていると思っております。

ご覧のとおり平成11年に当選されて平成16年に議長をされているということですが、年齢は50歳ということで、非常にお若い方であるということでもあります。

また当日の次第の案ですが、議会改革特別委員会のほうで進めさせていただこうと思っております。案としては進行を熊田副委員長にお願いして、開会の挨拶は阿部議長のほうで。講師の研修で質疑応答の後に閉会を私のほうで、謝辞並びに閉会の挨拶をするということで進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

予定としては大同議員のほうから資料をいただいておまして、約3時間ほど要するというをお聞きしております。さぬき市で先日行われたときも同じ資料で3時間を要したということで、非常に中身のある研修であるというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

研修会については以上ですが、よろしいでしょうか。

それでは本日の次第に則って進めさせていただきます。

1番の議会報告会の委員会まとめの再確認ということで、前回のまとめについて、もう少しお話、議論をさせていただいたなかで、まとめを追加、あるいは修正をさせていただきました。修正箇所は1番、4番、5番の3つの項目についてです。

1番については、朗読させていただきます。

1. 定例議会での執行部提出議案に対する議決結果報告について

- ・委員会の委員長報告を基本とする。
- ・委員（議員）間で討議された議案は賛否の意見を報告する。
- ・議論されなかった議案、全会一致議案については広報の賛否の表で対応する。

- ・市民からの質問には真摯に答える。但し、議論は避ける。
- ・可決議案に対する反対議員に意見を求められた場合も同様とする。

これは上の真摯に答え、議論を避けるということです。

4番のかっこ書きを追加しました。

#### 4. (原子力、T P P等に) 共通認識を持つ

- ・問題ごとに基本的な共通認識を持つ。
- ・議員ごとに意見が分かれるが、個々の賛否については議会報告会では述べないこととする。

こいう表現に変えました。

#### 5. 司会者の役割

- ・基本原則を定める。(重要：具体的な進め方を決めておく)
- ・シナリオのない問題に対する質問、意見にどう対応するかをあらかじめ決めておく。

例として、地域的な問題への答弁者。大きな問題(原子力等)への答弁者ということにしてあります。

こいうまとめに少し変更させてもらったのですが、皆さん方のご意見、お聞きしたいと思うのですが。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 4と5についてなんですが、共通認識を持つ場合、例えば原子力、T P Pについては意見書が出ているということで、これは共通の土台であると。これに対しての賛否については該当する議会での賛否表決の報告が今後されるということで、こいうった問題については、議員個々の対応というのはでる訳ですが、1番では反対議員に意見を求められたときは質問には真摯に答えるということになっているのですが、ここでもやはり質問が出た場合、個別であってもですね、それぞれの意見はこうなったけども、こいう考えで私は対応したこいうような、こいう説明はよしとするほうが自然かなこいう思っているわけですが。これで見ると述べないこいうのも少し不自然なような気もするのですが。その点、真摯に答えるこいう姿勢のほうが大事ではないかなこいう思っております。

○久米啓右委員長 これについて、他の議員の方、意見ございますか。

今、委員長のほうの考えを少し述べさせて貰います。

共通認識は、意見書あるいは基本的なこと、例えば安全なお米が何パーセントあるとか、こいう問題に対する基本的な知識とかこいうものも含めた問題、共通認識こいうことです。

ここの賛否については提出議案に関しては1番の内容こいうことでした。

それと提出議案以外の部分について、おそらく意見は当然分かれるこいうことが想定さ

れますが、議会報告会でそこまでを報告を積極的にしないという、質問があればそういう認識、議会としての認識等、勉強したことに答弁をする程度で個々の賛否についてまでつっこんで報告はしなくてもよいのではないかと。個人の報告会、あるいは広報等で対応されてはどうかという考えで、そこまでに抑えています。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 個々のそれぞれの見解を述べるということではなくて、これについても委員長報告とは違う意味合いがあると思うんですね。おそらくは原子力の問題でも意見書では6人の方が反対されたのかな。賛成13対反対6ということだったのですが、どうなのか、それぞれの立場で判断をされたところもあるので、当然、議会報告は議会だよりで載っているわけですからね、これについて反対もされていたのですが、どうですかということをお聞かせされたときに、見解を述べることは自由であっていいのではないかとこのように思うのですが。

その加減、出来れば特に問題がないと思うのですが。それは質問があっても答えられませんというようなことでは少し報告会としても、成り立ちにくいのかあと。賛成については私は反対やけど、あなた賛成したと。これはどうですかという質問があったときにはそれに答えるだろうし。私はこれは原子力の問題は賛成なんですけど、あなたは反対というのは一体どういうことですかと、質問があったときにですよ、答えられるぐらいのものがあつたほうがいいのではないかと。でないともやりとりがなにかぎくしゃくとしてしまわないかなということをお思うのですが。

その自分がとつた対応については自信を持って答えられると思うので。それは答えてもらうほうが、どちらにとつても、市民にとつても、議員にとつても大事なことになるのではないかと思います。

○久米啓右委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 蛭子委員のおっしゃられることも分かるのですが、結果を踏まえて内容がどうであった、どういう議論が出たかということに関して報告すればいいんじゃないかと思ひます。そうでないとおそらく特定の人ばかりになる可能性も高くなる。

それは個人の意見、賛成も反対もありますけど、それは抜きにして、議会内で議論された内容に関して、賛成意見、反対意見というような説明の仕方でいいのではないかと。そう思ひます。

○久米啓右委員長 ちょっと私のほうから付け加えなんですけど、1番は提出議案ということに限っていますが、仮に4番で原子力、TPPと書いていますね。原子力に関する意

見書に関しては、一応議員のほうから意見書として提出されておそらく質疑の時間もありましたので、一応審議された項目が一つの問題点であるということです。

ここに（原子力）と書いたので、ちょっと誤解を招いたかと思うのですが、その議会で審議されなかったこと、例えば、経済問題とかですね、ちょっと話がふさわしくないかもしれませんが、そういう問題について、審議されていない分についてのことというふうに考えていただいたほうがいいかと思います。一応審議された分については賛成、反対の表明をされていますし、9月議会では個々の対応も公表していますので、審議されたものについては1番に該当するという考え方で私はいるのですが、ちょっと（原子力）と書いたのがちょっと誤解を招いたかなと思うのですが、そういうような考え方でよろしいですか。

ちょっとまとめますと、審議された議案あるいは意見書等については1番に該当すると。蛭子委員。

○蛭子智彦委員      1番は執行部提出議案というだけでなく、定例議会で議案に対するというくくりをしたいんですよね。議案に対しての議決結果報告についてというふうにして、それはそれで分かりました。

○久米啓右委員長      広報に賛否の公表されていることが該当するというふうに認識していただければいいかと思います。そういうふうに表現をちょっと変えておきます。

柏木委員。

○柏木 剛委員      これは2月にやるということは12月議会の広報は1月末に出る。あくまでもこの議案というのは12月議会に提案された議案ということに限るんですか。

○久米啓右委員長      主に12月になると思うのですが。広報発行されたのちの開催。

柏木委員。

○柏木 剛委員      議案というのはそれに限って報告するということ。1回の定例会に対する報告ということですか。

○久米啓右委員長      基本的にはそのように考えるのですが、過去の議案の質問についても一応対応すべきと考えます。

柏木委員。

○久米啓右委員長      例えば市民が思っているのは人形会館の話なんかは12月には出てこないかもわからないですよ。その辺のところは議案に対するという質疑のなかで。後

半の部分でそういうことが出てくるのかどうか。それは3番のあらかじめ関心事は何かをつかんでおくというところに関係するのかも知れませんが。

そこのところを筋を通して、まずはパート1はこれでいくと。12月議会の議案に対する報告であると。その他、年間通じて、定例会のなかで出てきた市民の関心のあることを2番のほうでやるという切り分けをしてやろうという考えですか。

○久米啓右委員長 当然、過去の議会での審議されたことについての質問もあろうかと思いますが、その辺も対応については出てくれば1番と同じような対応が必要ではないかと。2番の場合でもね。

特にこちら側から事前に報告するのは12月議会の結果報告はします。ただ質問として、12月議会の議案に対する質問以外にも、例えば9月の分も出てくるかと思うので、その辺の線引きはしにくいと思うので、質問の中で対応するということです。

そうすれば先ほどいいましたように、誤解を招くような表現は変更してまとめとしてしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○久米啓右委員長 次に次第の2番です。

前回にもお知らせしたとおり、議会改革特別委員会の検討項目にあります、役員選出のときの立候補と所信表明についてということで、皆さんからのご意見をお聞きしたいと思います。

検討資料詳細の21ページ綴りの18ページにこれまでの検討結果を書かれておりますので、ちょっと確認をしたいと思います。検討内容3-6-3ですね。A3綴りの大きい資料です。18ページですね、下の方にページ数書かれておりますので。確認の意味でちょっと朗読したいと思います。

該当規定等という項目における記述ですが、議会運営の実際18、ページ20。議長選挙の所信表明（立候補制）です。地方議会によっては議長選挙の前に、立候補制をとり、所信を表明しているところがあります。これは事実上の行為でありますから、必要により議員間の話合いで行うものです。これを行ったから活性化しているとかではなく、議長として誰が適任であるか分からないので行うもので。

この場合、①立候補するのに推薦人の有無、②所信表明の持ち時間、質疑の有無、③住民への公開の有無等を協議する必要があります。

ということで、過去の現状では所信表明を行っていない。

検討状況であります。森上委員よろしいか。

検討状況という項目ですね。

①議長選挙における立候補と所信表明については、下記の事項等を議員協議会で協議、決定したうえで実施する。

1 番、立候補するときの推薦人の有無。2、所信表明の持ち時間、質疑の有無。3、住民への公開の有無。以上前期検討結果。

①所信表明と住民への公開について引き続き議員協議会へ申し入れたい。

以上、平成22年8月27日、第11回議会改革特別委員会、委員長まとめ。ということで、これは前期の委員長のまとめとなっています。

次、検討結果仕分け。11月に実施した議長選挙において、実施されなかったため、引き続き検討する。下のアミ掛けのところですが、所信表明と住民への公開について引き続き協議、議員協議会へ申し入れる。となっています。

これに関して、今年の議長選挙におきましては、現、阿部議長は議員協議会で所信表明をされたというふうに思います。これは暫定的な措置だったかと思うのですが、この件に関してまもなく役員改選を控えています委員会としての取り組み項目の一つとなっておりますので、委員会での意見としてまとめたいと思っております。この辺についての皆さんからのご意見をお聞きしたいと思っております。

川上委員。

○川上 命委員 立候補というものは別段反対ではないのですが、この推薦人は1番な、これは会派制で今、いっきよって、会派制のなかで推薦人を決めているということで、一人会派とか、一人無所属おる方、これは推薦人とかなかなかできないわな。ということはその人の意思をひょっとしたらそれで推薦人のために辞退しないといけなくなる。これは推薦人というのは考えものであって、会派が2人以上おればな、それはできる。推薦人の数にもよるけどね。やっぱり1人でも立候補、自分の意思ですするという、そういった議員としてのそれぞれの責任というのか、資格があるからな。

ほやさかい、推薦人だけは充分検討しないことにはこれを決めるということは立候補に制限を加えてしまうということで、このことについては、私は推薦人は反対です。

○久米啓右委員長 川上委員の意見は推薦人の有無については問わないということですよ。よろしいですか。

川上委員。

○川上 命委員 いやいや、問わないとか、問うとかではなしに、今、会派制で議会運営をやっているでしょ。

会派の今は、二人以上と、なっとるわけや。そういうことになればよ、推薦人がいるということは他の会派の人に頼みにいかないといけないわけよな。誰か一人会派の場合はやな。

無所属の場合は。

そうしたことになるれば、その人自身がよ、推薦人がなかったらそれでその人の権利を奪ってしまう訳よな。自由に実行できて、ひょっとしたら当選するかも分からないし。推薦人でもすでに自分の権利を失うということはちょっと会派が成り立っている人はいいとしても無所属の方はちょっと気の毒になってしまう。これは問題があるということですよ。

○久米啓右委員長 他に意見は。

原口委員。

○原口育大委員 全協に諮って、ルール作りをしようという意味で書いてあるんですが、議長選挙自身は、そういうことにとらわれなくて、結局無記名投票する、推薦人があろうとなかろうと名前が入るというのはあり得ることだと思うのですが、事務局いかがですか。

○久米啓右委員長 議会事務局。

○議会事務局次長（阿閉裕美） これは原口委員が言われたように、あくまでも議員協会のなかでルールづくりをする場合はこういうことを決めて下さいよという案で書いてあるだけなんです。

本来議長選挙というのは、規定では推薦人をとるとか、そういう立候補するとかいうのは何もございません、議員さん20人のなかで議長に適切と思われる人の名前を書いて投票するというのが本来の規定です。

○久米啓右委員長 はい。

原口委員。

○原口育大委員 そういうことだと思うのですが、議会を活性化してくためにも、所信表明をしたらどうかとか、質疑を住民を公開したらどうかとか、推薦人も当然、スムーズにやるためのツールとして、全員協議会で同意できれば、それも拘束力はないように思いますが、実現したらいいのかなというふうなスタンスで検討するのがいいのではないかと思います。

○久米啓右委員長 立候補の推薦人、あるいは持ち時間、質疑、住民への公開にこだわらずにですね、かたちとして何らかのかたちで立候補するときの所信表明をしてはどうかということに限って、そういうざっくばらんにご意見をお聞きしたいと思います。

議長。

○阿部計一議長　　これは先ほど川上委員は言われていましたが、20人、議員は平等の原則ですので推薦人やいう言葉はいらんと思います。誰でも自分がやりたいと思ったら立候補するというのは当たり前の話ですからね。推薦人という言葉は抜いておいたらどうですか。私はそのように思います。

それと開かれた議会ということで、議会改革をやっている。もちろん手を挙げて所信表明をして堂々とやるというような、これは必要かなと思います。

○久米啓右委員長　　20人平等に権利があるということで、堂々となりたい人は所信表明を行えばいいのではないかと。何も制約はつけないという議長のご意見なんですが、蛭子委員もその意見でよろしいですか。

ほかご意見なければ委員会としてはそういう意見としますが、ただもう一つ、議員協議会で行うか、あるいは本会議で行うかというような場所のことですが、公開やるということで、その辺について少し議論したいと思うのですが。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　全員協議会も公開が基本原則になればそれでいいのですが、全員協議会が公開が原則でないとするならば、公開ということになれば本会議以外はないという論理的にそうなるのではないかと思います。

○久米啓右委員長　　開かれた議会という意味合いで市民に公開するというのであれば、本会議、今の取り決めでは本会議しかないんですね。

川上委員。

○川上 命委員　　本会議でそれは市民に公開するというのもいいけども、本会議ということになれば、日程的なことも根本的に考えないといけないし、議員のなかでそういった期間を設けるのか、それに大きな問題が生じてこないかと思うんですがね。

○久米啓右委員長　　ここで先進地の事例をちょっと参考にしたいと思うのですが、よろしいですか。

流山市の資料を持っていますか。

ちょっとその辺の取り決めをどういうふうに行っているか、所信表明のところだけ抜粋して読んでいただけますか。実施要項で10行か20行ほどで上のほうに書いてあるやつですね。例えば本会議の休憩中実施するとかいうふうにした、最初のほうにあったんですかね。

課長、メールで送って貰った最初のほうの実施要項ですかね。

川上委員。

○川上 命委員 本会議ということは絶対この12月だったらこの11月24日にしたら、やったら所信表明したら、期間をおかないといけないわな。この定例会の最後のほうでなければ役員改選できないわな。期間を置くと言えよ。それだったら今から間に合わないけども、全員協議会のなかで所信表明して、それをテレビに放送してもらおうということもありうるわけよな。そんでなければ本会議場でやるということは臨時持たなければできへんわけじよの。はっきり言ったら。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 議長選挙は本会議でやるんですから、誰が立候補しているか、していないかということのことで、所信表明を求めてする場合としない場合もあると思うんですよ。本人の意思でね。

それは議長に名乗りを上げる方というのはそれなりの思いがあって、そのときに突然思いついてということではなくて、事前からずっと考えて皆さんの相談しながらやっていることも多いので、その間に推薦を貰ったり、議長としての選挙で選ばれるためのいろんな働きかけもされるだろうし、そういった時点では議会にかける思いというのは常に考えていることだろうと思いますしね、その言葉を所信表明というかたちで議長選挙に臨んで発表するということはそんなに時間をおいてしないといけないようなことでもないように思うのですが。議長選挙に臨んでの所信表明ですからね。それが出来る方が議長にふさわしいと思うのですが。

○久米啓右委員長 川上委員。

○川上 命委員 今の蛭子委員が言われているのも通るかもしれんけどな、所信表明までして、すぐさま本会議場で投票するやいう、市民一般まで公開まで開かれたと言っていて、市民が聞いたとたんに、すぐ投票するやて何を言っているんやという、やっぱりそれだけ公開するんだったら前もって期間をおいたなかでやな、所信表明したなかで一般に知らせて、一般の反響も出てくるけどな。

これ、はっきり言えば何のためにするんや。所信表明してすぐ投票やって。それやったら公開しても値打ちもあれへんわ。いっそうそれやったら、今まで通りでもええわ。

○久米啓右委員長 先進例を少し紹介して、もう少し議論したいと思います。

議会事務局のほうで読んでいただけますか。

○議会事務局次長（阿閉裕美） 今、所信表明しているところの実施要項です。実施要項のほう読ませていただきます。

この中でここは所信表明、演説会という名称にしてあります。演説会の開催ということで実施要項のところでは第3条に、演説会となっていますが、所信表明と読み替えます。

所信表明は議長選挙及び副議長選挙が行われる議会の休憩中に開催する。

第2項は所信表明は準備会が別が定める方式により行うものとする。

第3項、演説会は本会議場で開催するものとする。

第4項、演説会はこれを公開するものとする。

第5項、演説会はインターネット中継を行うものとする。

第6項、所信表明において、立候補者は所信または抱負を表明することができる。

第7項、所信表明に対しては質問を行うことができる。

次に発言時間とあります。

これは第4条にありますけども。

所信表明の発言時間は立候補者1名につき15分以内とする。

第2項、所信表明に対する質問の発言時間は立候補者1名につき15分以内とする。

第3項、前項の場合において、立候補者が回答する時間は第1項の発言時間に含めないものとする。

というふうな要項を定めているところがございます。

○久米啓右委員長 これは千葉県流山市の参考です。

本会議中の日程とは別の休憩時間に公開というかたちをとりますが、休憩時間に所信表明をしていただくということで、その日に投票をおそらくするんでしょうね、その議会はね。所信表明を聞いて質疑を経たのちに投票ということをされているようです。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 休憩中という意味合いが分かりにくいのですが。

インターネット中継もするし、市民にも公開するとなっているのに、なんで休憩ということがその中でやるということになるんですか。

○久米啓右委員長 議会事務局、分かりますか。

○議会事務局次長（阿閉裕美） これ、たぶんですが、休憩中に所信表明するというのは、本会議中の日程としては議長の選挙という日程の部分で休憩していると思います。議

長選挙というのは通常は議長が議長選挙しますという宣告をして、順次投票していくというのが通常です。その投票までの間に所信表明という規定、法律に決められていない規定外のことをするので休憩をとっているんだと思います。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと分かりにくいのですが、議長選挙の一連の行為のなかで行われることであれば休憩が必要なのかどうなのかというのももう一つ、今の話ですと分かりにくいのですが、一連の行為のなかで議長選挙と一連の行為のなかで所信表明演説を行い、しかもそれが公開され、それがインターネットでも中継をされるという、その流れの確認が一つの一式というか、こういうとらえ方でいくということだろうと理解をしますが、それは論理的にはそれで整っているというふうには思いますので、そのあらかじめ所信表明をするというのは出来ない話で、議長が辞任しないとできないことですから、そういう期間を長時間にわたっておいておかないといけないということにもならないと思うので。一連の行為のなかで当然やれることだろうと思いますので、先進例にならって実施することが大事だと思います。

○久米啓右委員長 議長。

○阿部計一議長 これは任期が1年ということで、議長は恒例により辞職して、議長選挙でいろいろ。それまでにだいたいやる人はこういうことが適当か分かりませんが、いろいろな根回しとかしたなかで、だいたい立候補するものは、複数になるのか、一人になるのか分からないのですが、今から議長選挙を行いますとうえにあがればね、再開。そのときはもちろん議長は辞職されて、副議長が開会してやね、立候補した人がそこで演説をすると。別に時間をとらさないと思いますよ。そこで話をするのではないので、ある程度話の詰まった段階でうえにあってやって、堂々とやるところも大きな改革だと思いますけどね。時間はそんなに取らさないと思いますよ。

○久米啓右委員長 事務局にお尋ねしますが、休憩とらずに進行で問題があるかどうか調べておいてください。

川上委員。

○川上 命委員 形式はええわ。しかし立候補して、そのわずかな時間のなかで、決定しないといけない、所信表明するわなあ、立候補したいと。その中で執行部ではないわなあ。はっきり言ったら。中央政界ではないので。執行権がないわなあ。議長そのものが演

説するのはかなり難しい面が出てくると思うね。何やりますとか、言われへんね。

そういったことでパフォーマンスに終わってしまっただけで、そういう個人的な演説のうまい人の下手な人といろいろあるわけや。会派制で多数を持っている少数で演説をやると。その演説でかなり放送した場合には民間の反響を呼ぶと思うね。執行権がないと。その難しさが、議会報告と一緒に。かなり難しい面が出てくると思う。

私はそんなことで、いろいろ市民のなかでそんだけのすばらしい人をなんでしなかったんやとか、いろいろな問題が発生してくるやろ。会派制そのものがやっぱりいろいろな問題点が出てくると思うわ。簡単なものでない。

○久米啓右委員長 森上委員。

○森上祐治委員 一つ教えていただきたいのですが、事務局にね。

所信表明ということを経験しているのですが、国会なんかで例えば首班指名選挙とかね、それとか議長指名とか、あれは即選挙なんやな。所信表明演説とかないね。見たことがない。例えば自民党の総裁選挙であるとか、民主党の総裁選挙というのはテレビ公開で所信表明をやっている。あれは内部のことやけども。議会ということになってきたら即選挙ということが今までは私の認識していることやけども、それは所信表明演説会というのも議事の中に入れるというのは問題があるのかと、ちょっとそれが心配です。

○久米啓右委員長 議会事務局次長。

○議会事務局次長（阿閉裕美） 先ほど言いました特に今、森上委員の質問と蛭子委員の休憩中という話との答えになってくるかと思えますけども、議会選挙については会議規則の第4節の中に議会選挙の規定があります。その規定の中には所信表明という規定は会議規則のなかではされておられません。ですからこの流山市においてはそういう規定がされていないので、休憩中に所信表明をされているのかなというように思います。ただここに規定されていないので、それじゃあできないのかといいますと、本会議で休憩せずに、議長に一応所信表明というかたちですけども、発言を求めて、発言をするというかたちをとれば、それは休憩をせずにできるんじゃないかと思えますし、休憩せずにやっている議会も調べればあるんじゃないかというふうに思われます。

それで森上委員が言われています、所信表明についてですけども、先ほども言いましたように規定はされていませんが、それは十分できることですし、できれば申し合わせなりをしたなかでするのはいいとは思っています。

○久米啓右委員長 暫時休憩します。

(休憩 午前10時42分)

(再開 午前10時48分)

○久米啓右委員長 再開します。

20人議員平等ですし、所信表明をもって議長に立候補すると。

所信表明の機会ですが、市民に公開という理念からいたしますと本会議中ということになろうかと思えます。また日程上は議長選挙前に発言を申し出るというかたちで所信表明するというので、その辺については少し事務局のほうでまとめていただきたいと思えます。

そういうことで、議会運営委員会の意見として、議員協議会で報告させていただいて、あとは議員協議会のご意見を聞くということにしたいと思えます。ただ今回仮に議長選挙があるとしたらそれに間に合うかどうかについては、そこまでは我々強く要望しないということ。間に合えばそれでよしということでしたらと思えますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○久米啓右委員長 これに関しては先ほどのまとめで、議員協議会に報告をしたいと思えます。

川上委員。

○川上 命委員 試運転的に議員の中で所信表明を次に向けてのステップに向けてやってもいいわの。このたびは議長も副議長もやってもらったらいと思う。

○久米啓右委員長 今、川上委員言われましたように、副議長に関しても同じ扱いということできたいと思えます。

それでは議事の2番については、以上としたいと思えます。

次に3番の会議等の内容報告について。4-2-1。これは組合議会等の会議等の内容報告について。これも検討資料がございます。20ページです。手元の資料の4-2-1。よろしいでしょうか。

会議等の内容報告について。該当規定等は規定はない。現状は報告はしていない。

検討状況。①各会議等の内容で重要なものについて議員協議会で適宜報告を行う。

検討結果仕分け。22年度から実施する。これは平成22年3月18日の議員協議会等で承認をいただいているということなので、会議等の報告については前期の委員会で議員

協議会で諮っていただいて、適宜報告をしていただくというルールを明文化されていないのですが、作っております。ですから開催された、おそらく直近の議員協議会で報告をするというかたちでとられておるかと思うのですが、明文化したルールがまだないということで、されていないというケースも出てきているのではないかと思います。

この辺は前にも言いましたが議会運営委員会で印部議員のほうからその報告について何か手立てはないのかということをおっしゃって、議会の資料配付ということをお島委員長が言われておりました。議会改革のほうについてはこういうことで議員協議会で実施の承認をいただいているということをお報告いただいて、何か明文化をすればいいのではないかとこのように考えておりますが、その辺いかがでしょうか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　これもそうなっているということもあつたのですが、ちょっと私も深く認識していなかったとか、浅かったのですが、そんなに多く議会もやられていないと思いますので、議員協議会での報告もあるだろうし、委員長報告ということもいろいろあるわけですから、こういう一部事務組合などの議会報告も議員派遣等との報告のなかでやはり本会議場でも報告をするという原則もいるのではないかと。それが残っていくということも大事ではないかと思うのですが。議員協議会は当然その内容についての質問をする時間が保証されているということも大事だろうと思うし、それはむしろ議員協議会ということではなしに、所管の委員会で報告はされて、議論がされて、それが委員長報告というかたちで反映されると。所管事務調査は定例、毎月必ず1回開かれるということで、組合議会のあとの所管の委員会のなかで報告されるということで、議論質疑もあるという、これは委員間討議のような形式もあるとは思いますが、そういう委員長報告に反映されて記録として残ると。自然な流れができるのではないかと。議員協議会も大事なんですが、そこでは何も残らないと。所管でないという部分がありますのでね。所管、それぞれの所管があるかと思いますので、基本はそこで詳しくされるのがいいのではないかとこのように思います。

○久米啓右委員長　何かかたち、議事録に残す方向性でという蛭子委員の発言ですが、何かご意見ございますか。

川上委員。

○川上 命委員　広域の問題はいつも私の議長のと時から、ずっと、その前からいろいろ問題点で一応私のと時も総務委員長、議員協議会のなかでいろいろ意見があつたけども、諮った中でやりよるんやけども、今議長、どのような流れになっているのか。

○久米啓右委員長 議長。

○阿部計一議長 流れというか、川上前議長が行かれていた、私らもそのときはそのようにいろいろと意見をお話してほしいというように言っていたけども。この間の議運でも印部委員がそういう報告をしてくれという何があって、そういう今日はどういうことがあったというようなことは書面でもまとめて報告したらできると思いますけども、きめ細かいそういうような議員協議会というのは前提にあるのですが、ほとんどもを言わないとか、私は広域水道の議長になっているのですが、ほとんど議員が行っていて森上副議長も行っていますけども、しゃんしゃんしゃんと終わっているような現状であります。

そういうことで、今日も広域の水道局長がきまして、24年度からは管理者が決まっていたんですね、行政事務組合、広域水道と。それをくるくる回していくローテーションを言われておりました。そういうことで、前からも3人では少ないと。もう1名増やしてほしいということも今日も言ったんですが、今度行く人がね、議員の協議会で言っていて、発言していただいて、その主たることは報告していただくということは大事だと思います。詳細にはなかなか説明できないと思いますが、局長も出席していますしね、概ねのことは報告できると思います。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 議長としての立場で出席されていると。それぞれ広域だけではないのですが、水道事業団であれば総務委員会の委員長が議員として行くと。あるいはゴミ焼却場ですね、やまなみ苑とか、所管が文教ということで出ている議員と出していない議員ということがあるかと思います。ですから学校の事務組合にしてもそうだろうと思うのですが。

ですから所管の対応しての状況確認なり、質疑なりをしていただければそのことは深まっていくのかなと。それは一番自然な流れではないかと思うんですね。

全協であればやるたびに全協を開くというのも不自然であると思いますので、所管の委員会を定例で毎月1回やるということに、ほぼそうなっていると思いますのでね。そこでやられるのが一番議論としてはしやすいし、深めやすいのではないかと思いますので、ぜひそういう方向で今後取り組んでいただけたらと思います。

○久米啓右委員長 所管の委員会ということで、発言があったわけですが、その辺について何か。

森上委員。

○森上祐治委員        基本的には私も蛭子委員の意見に賛成です。例えば私も学校事務組合の議員も4年間させていただいたんですが、やはり同じ文教の委員のなかで一度も正式に報告した記憶がないんですよ。7名か8名かいらっしやっと思ったのですが、3名が出たのかな、委員としてね。あとの5名についてはまったく情報がない。これもやっぱり変則的なあれかなあと。今出ているようにやはり情報の、今課題になっている、共有という観点からすれば蛭子委員がおっしゃっているように、所管の次の委員会あたりにね、何らかのかたちで報告するというしきたりを作っておいたら、最低限度の情報は共有していいのかなあ。課題も共有できるのかなあとと思いますし、それはぜひ進めてほしいなと思います。

○久米啓右委員長        私言いかけたのは、これまでの執行部の対応をみますと、組合議会とですね、南あわじ市議会との一線を引くというのは厳密にされておまして、仮に所管の委員会で報告等については受け入れられると思うのですが、議論ということには。

蛭子委員、ちょっと私認識間違いだったのかと思って、もうちょっとお願いできますか。

○蛭子智彦委員        執行部に報告を求めるのではなくて、議員が報告をすべきものであるという原則だと思うんです。それは誰がするかは別にして、所管のなかで執行部が報告を求めるというのではなくて、議員がここで出た内容について、資料を配付程度であるかもしれませんよ。報告はね。それについて、若干の質問のやりとりはいいと思うのですが、分かる範囲、分からないこともあるだろうし、しかし基本は議員間のなかでやるというのが基本だろうと思います。

○久米啓右委員長        分かりました。執行部に発言を求めるのではなくて、出席議員からの報告を求めるということですね。

それともう一つ気になるのは本会議場での委員長報告も言われておりましたので、それを議事録に残すことについて少しどうかという疑問があるのですが、その辺は何かご意見はございませんか。

熊田副委員長。

○熊田 司副委員長        報告はできると思うんですが、それについて、いろんな質問したときに一旦委員が答えられなかったら結局は何も内容は深まりませんよね、また次こういうことについて聞いておいてくれというような、要望等はできたとしても、そこら辺の絡みもあって、今度委員会で報告というのも、何かまとまっていらないように思うのですが、そこまで代表で行った委員がいろんなことを答えられるのかどうか。報告だったらこういう質問があったら、こういう質問があったと言えるのですが、そこら辺、どう考えたらいい

いかと思うのですが。

○久米啓右委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私も経験者として、先ほど申し上げたとおり、学校事務組合、4年間ずっと新人議員からやらせてもらっていました。だいたい審議する内容というのは基本的に執行部のほうから議案が出てきて、議案審議が中心となって、その報告ということだったら、基本的にはできると。もう一つは懸案になっているものでやで、例えば学校事務組合だったら給食センターの統合の問題とか。今進めている。あれとかいろんな意見があると思うんですが、事務組合でも意見は出てくると思うのですが、その辺はこんな意見もあるし、こんな意見もあるという報告はできるし、あくまで出席した議員の責任において報告したらいいのであって、そこは同両議員の委員間討議のなかで、質疑応答やけども、なんか新たな疑問がわいてきたら、委員は動いたらいいわけであって、そこからまた動きの活動の幅が広がっていくと。そういう観点で利用されてはどうかと私は思うんですがね。

○久米啓右委員長 時間が来ていますので、少し休憩したいと思います。  
再開は11時15分といたします。

(休憩 午前11時 5分)

(再開 午前11時15分)

○久米啓右委員長 再開をいたします。

休憩前に引き続き、組合議会等の内容報告についてもう少し議論したいと思います。  
柏木委員。

○柏木 剛委員 私は組合議会の件については、市民のほうに分かるようにすべきだと思うんです。確か、去年か広報の視察で行ったときに、広域行政についての報告ということで記事にしているという、わりとユニークなところが、どこか忘れたんですけどね。やっぱりそういう意味では市民の関心があるので、きっちりとした報告があつて、広報紙も含めて、簡潔でもいいから要点は載せるべきだと私は思います。

○久米啓右委員長 なんらかのかたちで、残し、市民に知らせるべきだと考えます。  
蛭子委員も議事に残すべきだということを述べられていますので、今までの議員協議会ですと、そこでの発言のみということで、広がらない、広がらないと言ったらおかしいの

ですが、知らせることができないという欠点があるということなので、もう少し突っ込んだかたちで報告会をしてほしいということですが。そういうご意見ですが、他ございませんか。

ないようでしたら、まとめさせていただきます。

所管委員会での委員から委員会に対する報告をしていただくというかたちを直近の委員会でもってもらって、質疑応答は委員が対応すると。執行部には答弁は求めないということです。

それに基づきまして委員長報告、年に1回行われる委員長報告について、組合議会についての報告を付け加える。また広報で紹介できる内容は広報委員会で取り上げるというご意見も賜ったと思うのですが、そういうかたちでまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○久米啓右委員長      それではこれも議員協議会で報告が必要かと思しますので、報告したいと思います。

次に議事の4番、工程表の進捗確認と今後の計画見直しということで。

工程表の案を本日付の修正として、お配りしております。

6月29日からスタートしました、今日は11月2日ということです。少し進捗に差異がありますので確認したいと思います。

上から参ります。

議会基本条例の準備段階ですが、読み合わせは7月14日に行いました。

先進地視察は塩尻市、松本市を8月18日、19日で実施しました。

研修会の開催は今月14日に予定しております。

基本構成作成、条例の目次、理念の作成。目次はまだ出来ていませんが、理念については8月から議論しまして10月11日の委員会でまとめりました。

次に赤字で書いてあります、ここは前回最初の作成のときに入っていなかったのですが、新しく追加しております議員協議会での説明及び同意を求めることで、今月18日に午後から庁舎建設特別委員会のあとに開かれる議員協議会で報告をしたいと思います。

この時点で議会基本条例制定作業に入りたいということを申し出て承認をいただくということです。

条例化の検討については、詳細項目の何々を検討されたいという議論、検討については、8月まででまとまるということでしたが、なかなか非常に難しいので1月まで条例案作成に伴い、都度都度協議していこうと考えています。

各詳細項目の条例化検討を会議規則等に対応。実施済み項目の仕分け分類については、

下の表の項目で分類しているのですが、もう少し細かい詳細の分類を必要とするということで次回の開催以降、条例化に向けての検討項目を分類したいと思います。分類というのは議論されているということと、まだまだ議論が必要であるということ。あるいは執行部との調整が必要であるというような項目を分類しまして、作業の仕分けをしたいというふうに考えております。

次、条例案作成。基本構成を4分割、4班による条文案作成ということで、班分けについてのご意見をまたお聞きするのですが、分類をした後の仕分けをしまして、4班に分割してはどうかという私の案です。

次に、各班条文の委員会での確認検討。これも2月になる予定でございます。

逐条解説については、条例案作成のときに並行してやったらいいのですが、少し後によっております。来年1月から5月までということです。

委員会案作成。つまり議会基本条例の作成は1月から2月にかけて行いたいというように考えております。できれば短期間でやりたいというふうに思います。

その委員会案の提示については2月末。

第3章の意見聴取についても2月末から4月にかけて行うということです。

また専門家によるチェックも作成された2月末時点で実施をすればよいかということでございます。

実施段階の再検討については、議員協議会での意見を聞いて、再検討した結果を4月までに作成し、最終確認を5月に行うということです。

発委は6月議会で行うということです。

下の黄色部分、試行実施ですが、すでに実施された部分があります。その中で赤字で書いてあります反問権、議員間討議というのを新しく付け加えました。これも検討項目の一つとして取り上げています。反問権をどういうふうに執行部に付与するのか。

それと委員間討議は9月で試行実施しましたが、議員間討議、本会議でのことを想定しています。本会議での議員間討議についてどのように取り扱うのかということですが。

それと、それ以外は議会報告会以外はだいたい予定通り実施されまして、議会報告会については11月を当初の目標としておりましたが、2月に予定するということになりました。

この来年1月から2月、3月、4月と窮屈な日程になっていますけども、その辺は逐一目標、あるいはスケジュールを見直ししていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次の議会改革体系のことです。

見直した部分、あるいは付け加えた部分等を赤字で付け加えております。

赤字の部分で説明しますと、通年議会について、専決処分について、ここは検討を要するというので、前回まとめました。臨時議会の開催のしやすさとか、招集権について、

現在は市長にあるのですが、議長の招集権も必要ではないかということでありました。

執行部への反問権の保証、議員間討議については議員間の自由討議については、委員会の在り方を参考にやっていけばいいかなと思うのですが、これも議論をいただくことになります。これから。

それと議場へのパソコンの持ち込みについてですが、新庁舎での環境整備をしていただくということに留めております。

そのあと、少し下にいきまして、2-2-4、一般質問の録画配信について。これは8月より配信されております。

その2つ下、3-2-1、市政の重要な計画等を議決事項に追加については、検討するのですが、基本条例に明記すべき項目ということと、自治法の改正があるということで、自治法改正という言葉を入れております。

次に3-4-1、議員定数について。これは作成時点では現状の継続だったのですが、意見をいただきましたので、議員定数についても検討が必要ということになっております。

それと一番下から2つ目、今、ご協議いただきました会議等の内容報告について、検討し、ルール化すると。先ほどまとめさせていただいた通りです。

それと一番下の4-2-2。組合議会が形骸化しているということと、広域水道等については所管の委員、プラス1名の議員の申し入れをしていただきたいというようなことも発言があったので明記してあります。

6月から5か月経って、一部修正しております。遅れておるところもあるんですが、一応議論を深めながら進めていくということで、こういうことで、この修正の工程表で今後進めたいというふうに思います。

よろしいでしょうか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員      このあとでも出てくるのですが、基本条例の案作りというのが今後は大きな課題になると思うのですが、いくつか協議事項ということになってくるわけですが、この1月2月で原案を作ってしまうということですが、これも相当日程が厳しいなかでやらないといけないと。臨時議会も入り、それから議会報告会も入りということになって、仮に臨時議会で提案をしてというような考え方が出ているわけですね。パブリックオピニオンをとってということで、かなり日程が厳しいということなんですが、これは6月には完成させたいという、ゴールを決めてということで、記載されたということでしょうか。

○久米啓右委員長      当初の目的は6月発委ということでありましたが、1月2月の進捗によってはその辺の目標は協議して見直すということも含んでおります。やはり議会報告会等の準備、あるいは作成に関する時間的な制約等もありますので、あまり急ぎますと、作

成に追われて中身を少しおろそかにするということになってもいけませんので、1月あるいは2月に入った段階で、目標の見直しはありきかなというふうには考えています。

よろしいでしょうか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員       はい。

○久米啓右委員長       それでは工程表に関してはこの修正分で進めたいと思います。

次に5番、議会基本条例（案）の作成の準備ということで、まだ議員協議会で報告してなくてですね、まだ承認といいますか、スタートのお墨付きをいただいていないのですが、すでに先に進んでおかないと間に合わないと思いますので、準備をしていきたいというふうに考えております。

作業方法と協議事項について、挙げておるのですが、先ほどいいましたように作業方法を委員長の案として班分けという形を提案させてもらっています。その班分けの前に条例に載せる項目の分類をしておくほうがいいのではないかと。協議を済んでおるもの、あるいは執行部との調整があるもの等々に分けておかないとやりにくいのではないかとということです。

それと11月24日の議会で役員が一旦、議長予定ですが、辞任されるということで、この委員会も調査が完了するまでということで、発足しておりますが、役員の委員会の改選もあると思います。その辺もにらみながら今、できる準備をしておきたいと思います。

先ほどの工程表をご覧くださいまして、下の項目、議会改革体系の条例化という項目、※印が入っている項目ですね、ここは条例に明文化するというところで、前期の委員長のときにチェックを入れていただいておりますが、このなかで、執行部との調整が必要という項目。あるいはこれはただ文章作りだけすればよいという項目、もう少し議論が必要な項目、その3つぐらいに絞って分けておけば、あとは作業分担しやすいのかなと思っております。その辺を少し議論今からしたいと思います。

それでは上からいきます。

執行部への反問権の保証。これはまだ前期の報告では質問の内容を確認する程度であれば、条例化の必要はない。それ以上については今後も検討されたい。「それ以上について」ということなので、これはもう少し議論する項目というふうに分類してよろしいですか。分類に関してですね。反問権をどうこうというのではなくて、協議してなくてもよい、あるいは協議すべきであるというご意見です。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員       反問権ということですが、必要あるのかなあという印象をちょっと持

っているのですが、執行部からの質問内容の確認ぐらいの話でないとなかなか難しい問題が出てくると思います。これまでもそういうことで、いろいろ議論があったかと思うのですが、財源をどうするのかというふうな問いかけにどう答えるのかとか言われてね、執行権のないなかで難しい話があるんだということであったかと思うのですが、そういう現状から言えば今回、これまでの一視点として、議員に対する質問内容の確認程度のものであれば条例化が必要ないという確認はとれておってですね、そこから踏み込んでいくというのは現状では難しい。議論しにくい面があると思っているのですが、皆さんのご意見を伺いたいと思うのですが。

○久米啓右委員長　　これまだ皆さんのご意見を伺う項目に分類させていただくということで、議論についてはあとにしたいと思います。これは議論の余地があるということにしたいと思います。

次に議員間の自由討議、これは本会議を想定しています。委員長報告のあと、これまでですと、討論、採決というかたちをとっておったのですが、自由討議となりますと、おそらく討論の前に入れるのではないかと思います。委員会で討議したのにまたここで討議するのかということも問題になりますし、所管の委員以外も何かものいいたいという人もおられるかも分からないということを想定したものだと思いますので、この辺はまだ私の感触では少し議論、その辺のやり方について必要かと思いますが、他の委員さん意見。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　所管の事項は質問は所管の委員としては質問をされては困るというなかの話なんですがね、委員長報告の分については、所管外のことについては聞きたいということもある議員もおると思うんですね。そうすると委員会制をとっている意味はどうなんだという話もあるんですね。その委員会制の絡みというか、ここが争点になるのではないかと思います。そのあたりの意見交換をしておくほうがいいのではないかと。これで終わってしまうのではなくて。

○久米啓右委員長　　これも議論を重ねていくという項目にしたいと思います。

次に1-2-5。委員会の在り方にあるんですが、委員会での政策形成過程への積極的関与。ちょっと前期のまとめを見ますと、議長は市長に対して、市の重要な会議や各種審議会等の開催について、広く市民の傍聴を可能にし、会議結果の公開や所管課での議事録や資料の閲覧などができるようにするなど、積極的な情報提供に取り組まれるように要請されたいということです。

これは委員会の公開しろとか、公募とか、その辺が争点になるんですかね。

原口前委員長の認識はそれでよろしいですか。

○原口育大委員        それでいいと思います。

○久米啓右委員長        議長。

○阿部計一議長        その点について、私も議長を拝命してからそういう話を現実執行部に各自いろいろなことがあれば相談にのっていただけるという現実はそういうかたちについていると思います。

市民に広く公開するとかいう点については、ここで何ですけども。

○久米啓右委員長        積極的関与という言葉がどこまで関与すべきかと。要請だけだと申し入れだけで済むのですが、委員会が仮に1つの公募あるいは推薦した委員会に対して、所管の委員会がそこについて発言する。あるいは委員会とその公募したあるいは推薦した委員会と意見交換するというかたちまで突っ込んだかたちをとるのかですね、これ執行部との調整項目になるのではないかと思うのですけど。今まで重要な政策を決定する委員会は、議会は関与していなかったかと思うんですね。それに関与するかしないかということですが。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員        例えばですね、情報公開開示制度というのがありますよね、これは市民に与えた権利なんですけど、これは会議記録や検討内容の結果について、知りたいと思ったときに、議員もですね、情報開示制度をするというのが基本になっている部分もあるのですが、それであると、情報公開制度のなかでの議員の位置付けというのか、このあたりが僕は不満を持っているのですが。

やはり情報開示請求しないと見せられませんということはあんまり議会と執行部との関係ではよろしくないのではないかと思います。個人のプライバシーに関連することは情報開示請求のその対象にならないことなんですけどね。議員がなぜいちいち情報開示請求しないと資料が出てこないのかなあということをよく思うんですよ。そのあたり、議論していただいて、情報公開制度と議員の活動との関係がもう少し、議員としてやりやすい情報収集というのか、こういうことが必要ではないかと思っておるのですが。

○久米啓右委員長        少なくとも所管委員会は情報公開は求められるし、傍聴等も可能な状況づくりというのは必要かなと。その辺はやはりこちら側だけで決められないので、執行部との調整という項目にしたいと思います。

次の委員会での自由討議と意見表明。これについては試行実施されていますので、これ

は検討不要ということにしたいと思います。

次に2-1-1。出前講座、懇談会、報告会について。報告会についてはまとまりました。出前講座、懇談会については、これまでどういう位置付けで議論されてきたのか、ちょっと把握していないのですが、報告会を主体としていくということで、これも報告会を中心に進めるということで、まとまっていますので、これも議論は不要ということにしたいと思います。

次、2-1-2。参考人制度、公聴会の積極的な活用。これは上位法によるのですが、すでにやられているということで、議論は不要ということにしたいと思います。

陳情、請願。陳情の位置付けについて、これも同じということにしたいと思います。

次に2-2-1。議案に対する議員の対応の公表について。これも試行実施されていますので、議論は不要ということにします。

議長交際費、政務調査費についても、これも公開されていますので、不要ということです。

次の3-1-1。議会基本条例の制定。これは当然、すべての項目の言ったらまとめですから、議論をしていくということになるかと思いますが。

次に3-2-1。市政の重要な計画等を議決事項に追加ということですが。前期のまとめを見ますと、議会及び市長は市行政の各分野における基本的な計画の制定、提携及び協定の締結等にあたって、必要があると認めるときは、議決事件の拡大については協議されたいということです。

直近では、大学誘致のことがありました。締結等については全会一致で、これは議決事件ではなかったですね。議会が全会一致で誘致を決議されたという。あと他にもいろいろありますよね。その辺、議会がどこまで関与するかということです。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　これは地方自治法との関係ある話ですね。議決事項のなかに入っているものと入っていないものがあると。これは総合的な計画ということについて、議会の議決事項という整理をしておく。ただ上位法との関係も当然出てくるので、努力目標にするのか、義務にするのかという話になるんだろうと思うのですが、上位法で規定されているものは、これは義務法であるし、上位法で規定されていないものは、市の独自の努力目標ということになると。その範囲を総合計画というものにするのか、もっと細かい老人福祉計画とか、障害者福祉計画であるとか、いろいろな市の行う計画というのがありますよね。それを議会の議決事項にするのか、しないのかというような話があるんだと思うんですが、そのあたりは義務ではない、努力であるとしながらも、計画書というのは突然、冊子になって来るケースが多いのですけどもね。そういうものを議会の議決事項にするかしないかという話になると思います。

○久米啓右委員長            そういうことからすると執行部との調整項目。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員           それは執行部との調整項目というよりは我々の考え方を整理するとい  
うことだと思うのですが。  
そのあたりどうですか。事務局からみていかがですか。

○久米啓右委員長           議会事務局長。

○議会事務局長（高川欣士）        ちょっと資料を持ち合わせていないのですが、例えば、  
総合計画については、従前は自治法のなかで議決が明文化されていましたが、このたびの  
法律改正でその部分が削除になっていますので、その部分については今度、基本条例等  
でするかしないかということ明文化しないと、確実に担保されないということになるので、  
それは総合計画だけではなくて、他にも改正のところは何点かありますので、その部分  
について、自治法で外れた部分を議決条項にですね、挙げるか挙げないか。

挙げるにすればですね、制限列举になると思います。これこれこれこれと、アバウトで  
はなくでですね、個別にその計画で。

当然、先ほどいいましたように総合計画だったら総合計画と明文化されているところが  
増えているというか、それをしない限りは議会に提案されないと思います。その検討は必  
要であるのではないかと思います。

○久米啓右委員長           議会側で個別に選択して、それについて執行部側には協議は必要で  
はないですか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員           それは調整が必要だと言えば調整は必要けども、そしたら執行部が  
しないでもいいと言えばかまんのかという話になるんですよね。そういう話ではないと思  
うんですよ。議会としてこういうことは必要だと言い切ることが大切だと思いますよね。  
執行部、いらんのではないかとと言えば、そうですかと、議会の議論をしている意味がない。

○久米啓右委員長           蛭子委員の言うとおりで。かなり議論が必要かと思います。調査  
も必要かと思います。そういうことについて議論、論議するということです。

すぐ下の3-3-1。執行部の重要施策会議、施策、議会報告の制度化。前期の報告は  
今後も政策過程及び予算資料等の説明資料については、より分かりやすい資料の提供を求

め、となっております。

この辺についてはこれは申し入れで済むことなのか、ですね。

どういう議論をされたのか。前期で行った検討状況を読みますと、13ページにありますね。議員の政策形成及び立案能力の向上については、議会基本条例に規定することを前提に市民との意見交換会の実施及び議員研修会を年1回以上実施する方向で引き続き検討する。

これは上の3-2-1の分と合わせて検討するという事にさせていただきます。よろしいですかね。

次に3-3-2。専門的知見の活用。これは制度化というか、自治法に明記されていますので、特に議論は不要かと思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 大事な点であろうと思うし、これについては予算がかなり確保しておかないといけない部分だと思うんですね。本当に大事だというふうに思います。どういうところまでやるのか、弁護士さんや大学教授を呼んで顧問になってもらうとか。何かあればすぐに来て貰えるような。どんな専門家がいるのかとか。建設の今回の設計の問題なんかで言えば、設計士さんに来て貰うとか必要になってくるでしょ。突っ込んでやる場合にね。そこらあたり、ただの交通費的な費用弁償でいいのか、それとももう少し講師料みたいなのを払う必要があるのか。ということも関わってくるかと思うんですね。そのあたり、大事な点だと思いますので、積極的に議論して予算確保ということも含めてやらないといけない話だと思います。

○久米啓右委員長 実施についての議論を行うということにします。

ですから制度としては確立されているということですね。

次、3-3-3。議員研修の充実強化。これはおそらく研修会、あるいはその一つの専門的知見の活用ということも含めておと思っています。これについても研修会等の開催、勉強会等ということですので、3-3-2。専門的知見の活用と一つのペアでやりたいと思います。

次に3-7-1。調査法務機能の充実強化について。これは議会独自で取り組むということでございます。前期の報告を確認しますと、議長は議会が市民の代表機関として、市政の監視、評価機能及び政策立案機能を十分に発揮するために、議会事務局の調査、法務機能の充実強化を図るように努める。

これはすでにされていますね。これは議会独自ということで。法的なこと、あるいは実務的なこと等があるかと思いますが、その充実したいということです。

3-7-3。図書の実質及び開かれた図書室について。これも図書コーナーがあるので、

新庁舎のときにはかなり充実を図りたいということで、これは明文化されますが、議論の余地はないということによろしいかと思えます。

そしたら、今分類分けは以上ということですが、何かご意見ございますか。

これに基づいてメンバーになるかどうか分かりませんが、役員改選後の委員会に引き継ぎたいと思えます。

次に協議事項です。少し時間をオーバーするかも知れませんが、執行部への反問権の保証、議員間の自由討議、その他ということですが、少なくとも一つだけでも議論したいと思えます。

先ほど出ていました執行部への反問権の保証です。蛭子委員が少し発言されていましたが、議員の質問内容に対して内容の確認をする程度ですと、明記は不要ではないかと。その程度ですと、これまでされていたということです。それ以上突っ込んだ反問権を付与といたしますか、執行部で認めるのかどうかというようなことを少し皆さんのご意見をお聞きしたいと思えます。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員      反問権というのか、議員の質問に対して、こういう予算でこういう内容でこういう裏付けをもってやっていますという答弁のなかで、質疑応答があるわけですからね、反問権というのは、意味合いはもうひとつ理解しづらい面があって、この前原口委員が前、積極的な提案をされていたように思うのですが、ご意見を聞かせて貰えたらと思うのですが。

○久米啓右委員長      原口委員。

○原口育大委員      議員の質問が聞き取りにくいとか、趣旨が分からないとかで、市の執行部はそれを確認するというのは反問ではないと思うので、それは委員長なり議長の議事整理の範囲で十分できると思えますので、それは反問権ではないと思えます。

やっぱり栗山町とか京丹後市も取り入れていると思うのですが、反問ということになったら、意見の中身に関して、財源のこともあるだろうと思えますし、そういうこともろもろについて、確認すると。執行部の考え方との違いについて、執行部が反対に質問するというのは、今、基本条例には取り入れられていると思えますので、私も入れるべきだと思います。ただ栗山町なんかを見ても反問権の行使なんてほとんどされていない。一つか二つしか例がなかったように思います。最近は知りませんが。

お互いに一つの議案を仕上げようとして議論をしているわけですから、そんな揚げ足的な反問ではなしに、それは節度をもってやって貰えると思えますから、反問の機会というのは与えておくべきだと思います。

○久米啓右委員長 参考に栗山町の反問権に関する記述を朗読します。

議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は議員の質問に対して、議長または委員長も許可を得て反問することができる」と記述されています。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 一般質問でやりとりをするわけですよね。こちらは質問を用意して通告を出してやるわけですよ。そのときに反問ということになってきたときに、時間を1時間の範囲内でやるわけですから、本来議員が質問したい中身が反問のなかで消えてしまうということがあるわけですよね。そういったところの考え方というのはどのように整理していったらいいのかということも気になるんですね。それで割と議員は通告書を出すということは義務づけられています。逆に執行部から答弁書が議員のところにくるかといえばないんですね。一般質問がそういうところで、執行部が答弁したことにどう、それについて再質問なり、再反問なりということがあると思うのですが。そのあたりも含めて議論してはどうかと思うのですが。

○久米啓右委員長 主に一般質問のなかでのことかと思えます。時間的に60分という時間の枠の中で質問をしたいということになりますと、反問権で議論が進めばですね、思う質問ができないという心配もあるということなんですけども。議員側から通告書を提出しておりますが、執行部側からそれに対する答弁書は一般質問のなかでですが、できていないということで、そういうなかで反問権を与えることについてどうかということなんですけど、その辺はいかがでしょうか。

原口委員。

○原口育大委員 現状でも例えば、執行部の答が延々と続いてしましって、自分の時間がなくなったという経験もあるのですが、答弁時間は持ち時間に含めないとかですね、そういう部分の改正というか改革も必要かと思えます。極端なことは通常はありえない、あんまり性善説に立ってもあかんのかも知れませんが、そんなふうには思っております。必要があれば、そういう答弁の持ち時間とか、質問の持ち時間とか、そういうこともいろいろ議論されてもいいのではないかと思います。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから担保しないといけない条件というのがないと、この反問権だけの記述は難しいと思うのですね。少し今日、これをやるとかなり時間もかかるし、その準

備も私もしていないので、ちょっと保留していただければと思うのですが。

○久米啓右委員長 反問権についてですが、まだ議論の余地はかなりあるんです。ただ予算措置等、執行権に関する事で質問されても議会側で答弁するすべがないといえますか、執行権に関する反問権は一応、できないという、含めないというのが原則かと思えます。手段的なこと、自分が調べておればこういうことができることの、執行部側からの質問に対して自分の調べたことが答弁出来るということもあろうかお思いますので、この辺はもう少し皆さん調査いただいて議論したいと思えます。

反問権については別途ということで。

次の議員間の自由討議についてもおそらく考え方がいろいろあろうかと思えます。先ほども議論がありましたが、委員長報告に対する委員以外の討議とかあるし、委員でも発言してなかったことまでしたい場合は許すとか、そういうことも皆さんも今日の議論としては、次回まで繰り越すということで、頭の中に入れて置いていただきたいと思えます。

それでは議会基本条例の作成の準備については終わりたいと思えます。

その他についてですが、委員会調査報告書をお配りしております。委員長副委員長にお任せということで、ざっくり作ってみました。骨子ということで、これに付け加えたい内容の修正等はなしで、表現等で替えることはありますが、こういう報告でいきたいということです。もしご意見があれば、また14日の日でもお聞かせ願えたらと思えます。

それと次回開催日ですが、これも次の委員会にお任せすることになるかと思えますが、何せスケジュールが混んでおりますので、12月22日に仮予約というのですか、事務局のほう押さえていただいて、また次期委員長、また次期議会改革特別委員会で確認したいと思えますので、12月22日、議会終了後。先ですが。あくまで予定でございますので、次期委員会のほうから正式に通知があると思えます。

暫時休憩します。

(休憩 午後 0時10分)

(再開 午後 0時12分)

○久米啓右委員長 再開します。

このあと、役員改選までに18日に庁舎建設特別委員会がありますので、そのあと、議員協議会があります。そこで議会改革のほうから報告事項がありますので、委員長と副委員長でまとめさせていただきます。

以上ですが、蛭子委員から情報提供があるということですので、よろしくお願ひします。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員　これは10月29日だったと思うのですが、広島高裁で府中市議会の議員政治倫理条例、これが憲法違反だと。広島高裁の判決が出たんですね。この内容はいわゆる2親等の親族が市の発注する工事を辞退しなければならないという規定が憲法違反であるという判決が出ました。これは高裁の判決ですので、府中市が33万円の慰謝料損害賠償の請求をせよという判決だったのですが、該当する議員に対してね。この議員はこの倫理条例を基に辞職勧告決議を受けたという経過があって、広島地裁に憲法違反である損害賠償せよという訴訟を提起したところ広島地裁では合憲であるという判決だったのですが、それに不服を持った原告が広島高裁に控訴したと。

今、資料配りますので、配って貰って結構ですか。

○久米啓右委員長　はい。

(資料配付)

○久米啓右委員長　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　その内容について、今後、これは高裁の判決ですので、最高裁で確定しない限りは違憲ということの効果は発揮されないと思うのですが、ただ我々としては、この問題について、研修というか、研究しておく必要があるのではないかと。現状でもすでに問責ということもこれに基づいてやった経緯があります。議会としてね。議員報酬、歳費の返還という経過もあります。本人であった場合と、親族であった場合と二つ分かれるのですが、地方自治法では本人についてはいけないということが規定されている訳ですが、親族について、これはもう少し努力目標というかたちで市の政治倫理条例で作られているわけですが、非常にそれに近いというか、ほぼそれと同等のないようではないかと思えます。

府中市の政治倫理条例を見ますと、これは資料で配らせて貰ったとおり、第4条ですね。「議員、その配偶者、もしくは当該議員の2親等以内の親族（姻族を含む。）又は同居の親族が経営する企業並びに議員が実質的に経営に関与する企業は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市の工事等の請負契約、下請工事及び委託契約を辞退しなければならない。ただし、災害等特別な理由があるときはこの限りでない。」

これは府中市の条例です。

南あわじ市の議員政治倫理条例第12条に書いているのですが、12条を見ますと「議員の配偶者、2親等以内又は同居の親族及び議員が役員をしている企業並びに議員が実質的に経営に携わる企業は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市が行う

工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならない。」

辞退するという。府中市では「辞退しなければならない」と書いてあります。南あわじ市の場合は「辞退し」と書いてあります。ほぼ同等の内容であるというふうに私は理解しているのですが、これが憲法違反ということになればですね、当然これは改正しなければいけないという話になってくるだろうと。

それからこれまで仮にそういうことに該当した議員なり、あるいは企業なりから、損害賠償請求が提訴された場合、違憲ということになれば当然、賠償責任が発生するということが考えられるということなんですね。

即座の対応というのは現状ではなかなか難しい面があるとは思いますが、この判例の動向なり、専門家の知見なりということの研修を行っておく必要があるのではないかというふうに思っております。

それだけです。

○久米啓右委員長 非常に当市議会の条例にも関係があることなので、我々研究して動向を見守っていく必要があると思います。

以上で本日の委員会は終了したいと思います。

熊田副委員長よろしくお願いします。

○熊田 司副委員長 それでは以上をもちまして議会改革特別委員会を終了いたします。本日は大変ご苦労さまでした。

(閉会 午後 0時18分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成23年11月 2日

議会改革特別委員会

委員長 久米 啓 右